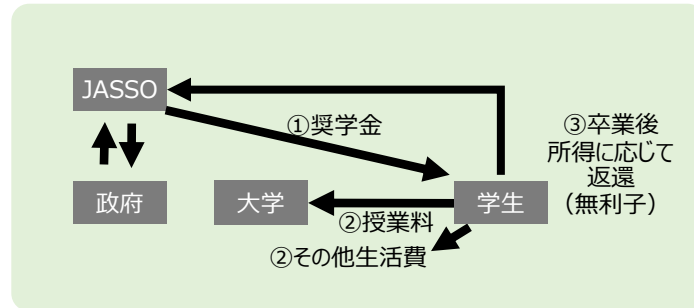


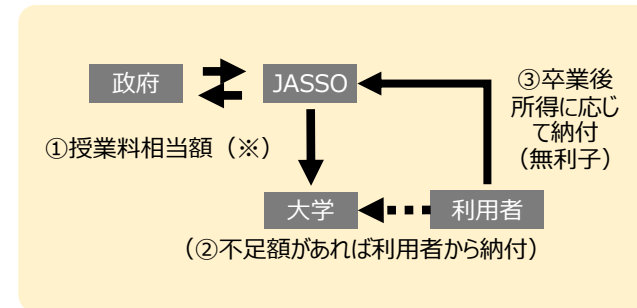
（1）授業料を不徴収とする方法

- ・令和6年度から早急を開始するため、実務は日本学生支援機構（以下「機構」という）が担う。
- ・授業料相当額について、機構から大学院に年1回又は2回支払う（学生、大学、機構の三者による契約に基づき、大学が代理受領）。

（参考）現行の貸与型奨学金における所得連動返還方式



在学中は授業料を徴収せず、卒業後に所得に応じて柔軟に納付する新たな仕組みのイメージ



（2）対象学生

- ・当面の対象課程：修士課程及び専門職大学院
- ・制度趣旨上、理想的には全員利用することが望ましいが、新たな制度は、機構の業務の範囲として、経済的に困難を抱える優秀な学生を対象として行われること等から、以下のいずれかの年収要件を設けることとし、案2の場合の詳細は財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

（案1）現行の貸与型奨学金における要件（単身世帯の場合本人の年収299万円）と同じ

（案2）現行の貸与型奨学金における要件よりも収入上限を引き上げる

※子供がいる場合に年収から控除する額を別途設定するなど、単に引き上げる以外の措置も考えられる

なお、社会人の大学院進学を後押しする観点から、離職等を伴う場合は入学時点の収入状況に基づいて判定を行うことも可能とする。

（3）機構から大学に支払う額（すなわち、卒業後に納付すべき総額）

- ・大学院の授業料の標準額等をベースにして、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する（卒業後の納付額が過大とならないよう上限を設ける）。
※生活費に係る貸与型奨学金を別途受けることも可能とする。
生活費に係る貸与額奨学金の金額・年収要件等については、卒業後の授業料の納付と貸与型奨学金の返還を合わせた額が過度にならないよう、授業料支援との合計額等を現行の貸与型奨学金と同水準とする方向で、必要な見直しを行う。

大学院段階へ「在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度」を創設するに当たっての基本的な考え方（案）について（2 / 3）

（4）卒業後の所得に応じて納付する額（月額）

現行の無利子奨学金における所得連動型返還制度との整合性を考慮し、以下のとおりとする。

- ① 課税所得の9%を12等分した額を毎月納付
- ② ただし、一定年収を下回る場合（※）は定額

※現行の所得連動においては、単身世帯の場合146万円（年収から各種控除を行った後の課税所得の9%を12等分した額が2,000円を下回る年収）

②の「一定年収」の額は以下のいずれかとし、案2の場合の詳細は財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

（案1）現行の無利子奨学金における所得連動と同じ（単身世帯で約146万円）

（案2）上記よりも引き上げる ※子供がいる場合に年収から控除する額を別途設定するなど、単に引き上げる以外の措置も考えられる

- ・納付期間は、所得に応じた納付額（3）の額に達するまでとする。なお、卒業後の所得等に応じて授業料よりも多く納付するといった案も考えられるが、経済的困難により本制度を利用せざるを得ない学生が、在学中に一括で支払う学生よりも多く負担を求められることは、公平性の観点から適当でない。
- ・卒業1年目は課税所得が存在しないため、納付額の扱いは財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

（5）大学の実務上の論点の例 これらの点について今後、大学の実務等を踏まえて事務的に検討を進める。

- ・大学の学内規程の整備、学生への周知などのための準備期間として1年以上程度必要
- ・（3）の額が授業料を上回る場合の取扱い
- ・入学の意思表示の確認（本人からの授業料の振込をもって入学の意思表示とする大学が一定数存在）
- ・授業料減免（夏頃に決定する大学が一定数存在）の対象となる学生、授業料の第三者負担（企業等）がある学生、修士課程長期履修制度を利用する学生など、授業料の支払いについて特別な事情のある者の取扱い
- ・休学、留年時などにおける制度の継続利用の可否
- ・中退時の扱い（機構から大学に支払う前／後に中退した場合に、授業料の納付／返金は誰から誰に対して行うか等）
- ・会計基準上の処理 等

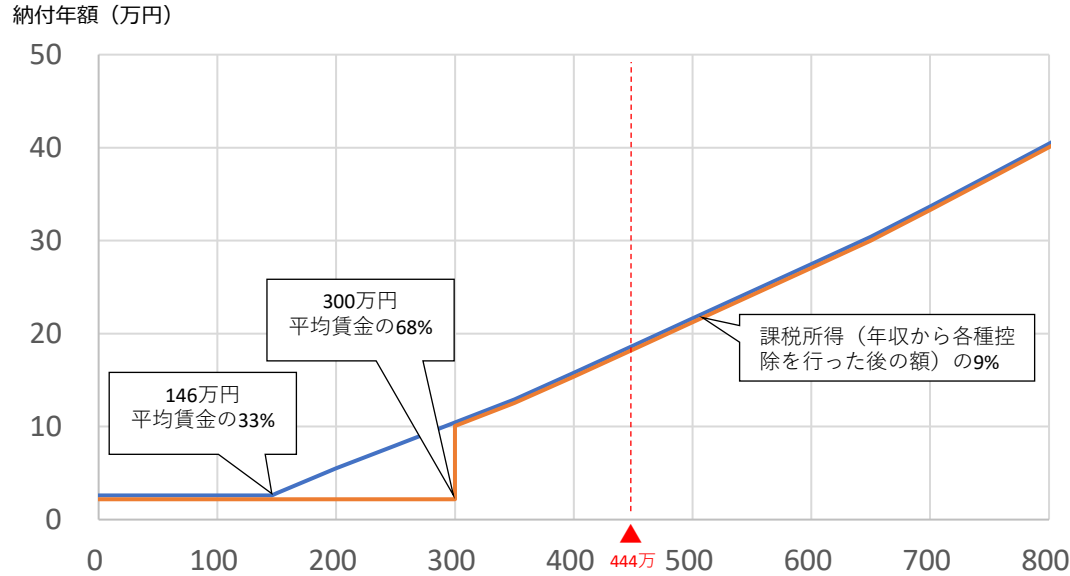
（6）その他関連する論点

- ・卒業後の納付が困難となる場合の対応（現行の貸与奨学金における返還猶予との整合性、機関保証など）
- ・複数の学校種での利用ケースへの対応（現行の貸与奨学金では、学部と大学院それぞれで所得連動返還を利用する場合、それぞれの利用に対して所得の9%ずつ返還）
- ・大学、学生、社会人への周知
- ・初等中等教育段階における周知
- ・卒業後の納付支援策の充実（業績優秀者に係る卒業後納付額の減免、企業による代理納付の推進、博士課程在籍者や博士課程修了者の待遇改善など）

大学院段階へ「在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度」を創設するに当たっての基本的な考え方（案）について（3 / 3）

（参考1）卒業後の年収と、所得に応じて納付する年額との関係のイメージ

▲は平均賃金(OECD Stats 2021)



（参考2）諸外国の所得連動型の返済方式の学生ローンにおける年収と返済額の関係のイメージ

※年収の算出方法は各制度によって異なることに留意

